

入札監理小委員会の審議結果報告

劇場・音楽堂等基盤整備事業（実施要項変更）

第 201 回監理委員会（平成 29 年 10 月 26 日）で議了された当該民間競争入札実施要項の変更案を第 491 回入札監理小委員会（平成 30 年 2 月 6 日）において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。（第 201 回監理委員会以後の変更点（第 491 回入札監理小委員会での審議事項）を赤字で示す。）

1. 事業の概要

- 平成 24 年に成立した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、①芸術文化情報提供事業、②研修・交流事業を実施するもの。平成 25 年度から実施。
- 事業期間は、単年度事業（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）であり、市場化テストは平成 28 年度から開始し、今回 3 期目。
- 公益社団法人による 1 者応札（公募）が続いていたため、平成 27 年の基本方針において選定。

○この事業の予算（案）額は、平成 29 年 12 月末の政府予算案編成において内容を精査した結果、63,692 千円となった。そのため研修・交流事業の「アートマネジメント研修会」と「技術職員研修会」を統合し、また、劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業の「大学生等によるインターンシップ」を休止するもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】 応札者を増やす取り組み（事業分割、複数年度化、説明会参加促進）を検討すべき。

【対応】

- ① 事業の分割について（P3～8（事業の詳細な内容）など）

関係者からの相談→研修教材作成→全国・ブロックごとに研修、といった流れの中、分離により齟齬が生じることが心配だが、今後とも検討していく。

事業の分割でないが、29 年度応札不参加だった事業者が「研修の事業規模が大きく、実施体制を組みづらい」としていたので、業務量が膨大な海外交流研修を今回は行わない（次回以降の取扱いは未定）とした。参入を促すものと考えている。
- ② 複数年度化（要項案 P3～8（事業の詳細な内容）など）

劇場・音楽堂を巡る様々な状況も変化しており、複数年度化を本格的に検討するには、まだ少し難しいと考えている。事業内容の見通しが立ち次第、複数年度契約化を検討していきたい。
- ③ 説明会参加促進（P9～12（入札参加資格、入札参加募集））

共同事業体でも実施できることをもっと周知し、また、文化庁事業の受託実績のある業者等にも積極的に周知していきたいと考えている。
- ④ その他
ワーク・ライフ・バランス等に関する記載を加えた（統一的取扱い）（P11～12、別紙 1 の P2、

3)。それ以外は、技術的・文言整理的修正（旧版 P9(9)は、同ページ(4)と内容が重複していた等。）のみ。

3. 実施要項（変更案）の審議結果について

【論点】業務の中の専門的部分に対して、どのように対応して参入業者を増やすか。

【対応】文化庁では、応札実績のある2者以外にも参入可能な業者はあると考えており、一層の周知を図ることとする。今回業務量削減（海外交流研修の不実施）もあり、その結果を注視することとする。

（第491回入札監理小委員会審議）

【論点】研修の統合等の変更により、競争性の向上、経費の削減、質の向上を目指すことに影響はないか。具体的に、

- ①統合しても、所期の目的は果たせるのか。以前と同様の効果はあるのか。
- ②会場が大きくなるのではないか。確保に影響はないか。
- ③会場の統合の効果として事業費は削減されるのか。
- ④約1ヶ月遅れて開始予定になるが、スケジュールに影響はないか。

【対応】

- ① 講義等コマ数は多少減少するだろうが、参加者は減らさないようにする。内容を厳選し最新情報の提供を行うなど効果を落とさないように実施する。
- ② 元来「アートマネジメント研修会」は大規模。以前と同規模の会場で、統合した研修会を一度で済ますこととなることを想定しており、影響はないと考える。
- ③ 会場の統合により、事業費削減の効果が見込める。
- ④ できるだけ早期に実施したいが、1ヶ月遅れでも何とか年間スケジュールに対応できる。また、以前、応札しなかった業者から「研修の規模が大きく実施体制を組みにくい」といった意見を受けたこともあり、むしろ研修の規模が縮小されて、応札が増える要素にもなりうる。休止する大学生等インターンシップは、かなり普及してきており、劇場等の自主的な取組を見守る。

4. パブリック・コメントの対応について

平成29年8月24日から9月7日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、3者からの意見が寄せられた。

1件目及び3件目は、当該実施要項（案）の内容と直接関係無いため、修正は行わないこととした。

2件目は、「（ ）」が抜けているなど字句修正の意見で、修正を行ったが内容に変更はない。

5. 前回監理委員会における指摘

前回の監理委員会（平成29年10月26日 第201回）において、①業務引継において費用発生がある場合、現行受託者の負担とする等を標準例により記載すること、②情報開示において海外研修に要した経費を明記すること、の2点の指摘があり、修正した。

以上